

性的指向・性自認に関する人権



どんな課題がありますか？

性的指向とは？

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などをいいます。

性自認とは？

自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念をいいます。「こころの性」と呼ばれることもあります。

LGBTsとは？

L：レズビアン（女性同性愛）、G：ゲイ（男性同性愛）、B：バイセクシュアル（両性愛）、T：トランスジェンダー（「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を覚えている人）及び以上の4つには分類されないその他の性的少数者も含む総称です。

同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

また、トランスジェンダーの人々は、日常生活の様々な場面において奇異な目でみられるなど精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。

なお、性的少数者に対して、生育環境に起因するとか、選択可能な性的嗜好などといった間違った知識を信じている人が今なお存在することも課題です。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ 「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」についての国連決議（2016）
- ・ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（2003制定 2008、2018改正）
- ・ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（2015）

● 熊本県の主な取組み

平成 30（2018）年から、県の各種申請書等における性別記載欄について、原則廃止の方針のもと、全庁的な見直しを進めています。

また、「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」を令和元（2019）年に作成し、研修会等で県職員への周知を図っています。

県民一人一人の正しい理解を深めるための講演会や研修会、資料による啓発も進めています。

わたしたちにできることは？

性のあり方は決して固定的・絶対的なものではなく多様です。

性的少数者と言われる人たちは私たちの身近にいます。しかし、私たちはその存在にあまり気付かずに生活しているのではないのでしょうか。それは当事者が自分のありのままを言えないことが理由にあげられます。当事者の問題ではなく、社会の問題と捉え、そのような性の多様性について正しく知り、尊重することが大切です。

